

男女共同参画基本計画 改訂方針（平成28年度）

おおむね5年で見直すとなっているため、計画期間（平成23年度～平成32年度）を同じくする第4次総合計画の改訂後の本年度に改訂することとする。

方針は以下のとおりとする。

◆意見の集約について

- ・市民参加の懇話会、職員参加の推進会議を開催する。
- ・パブリックコメントを30日間実施する。

① 第4次総合計画に紐付け

- ・基本計画に規定されている施策は、ほぼ第4次総合計画に紐付けられており、施策自体を推進しやすい構成となっている。
- ・ただし、各課の施策の集約のため、男女共同参画推進の視点から見た場合には、事業に結びつかない施策もあるように見受けられるのではないか。

↓

〈方針〉平成27年度に第4次総合計画が改訂されたため、それに応じて本文を見直す。
〈方針〉現計画に付け足す事項はないか、また男女共同参画の施策の位置づけとしてふさわしくない事項が含まれていないか意見をいただく。

② 女性活躍推進法第6条に基づく、推進計画として位置づけ

- ・平成28年4月に女性活躍推進法が施行されている。
- ・女性職員の活躍のため「事業主行動計画」と「情報の公表」が義務付けられている。
- ・第6条において、基本方針にもとづき「具体的な推進計画の策定」が努力義務にて規定するようになっている。（基本計画と一体とすることは認められている。）

↓

〈方針〉男女共同参画基本計画を改定するに当たり、女性の就労等に関する計画部分である基本目標ⅢとⅣをこの推進計画として一体的に規定するものとする。

③ 担当課の明確化

- ・現計画は、施策の箇条書きであるため、どの課が実施するのかが一目で読み取れない。
- ・そのため、評価する際も担当課が非常に分かりにくい。

↓

〈方針〉施策と担当課を紐付け、自覚ある事業執行をしてもらう。

④ 成果指標を見やすく

- ・総合計画から引用した成果指標が一覧表にまとめられているが、見づらい。

↓

〈方針〉総合計画と同様に関連するページ内に掲載し、施策と成果指標が一体であることを示す。

〈方針〉関連のない成果指標はないか。必要な成果指標が抜けていないか意見をいただく。